

鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則（平成18年鹿屋市公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長部局の項職の欄中「政策推進課主査（政策担当・秘書担当）」を「政策推進課企画管理係長・政策推進課広域・基地・統計係長・政策推進課秘書係長」に改め、同表教育委員会の項職の欄中「教育総務課管理係長・教育総務課総務係長」を「教育総務課管理調整係長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。